

## 板橋区私立保育所延長保育事業費助成実施要綱

(平成11年4月1日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づき認可された板橋区内の私立保育所（以下「保育所」という。）において行われている、延長保育事業（以下「事業」という。）に対し、その事業の基盤整備費を助成し、その円滑な執行を図ることを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 この助成金の交付の対象となる事業は、「東京都延長保育事業実施要綱」（平成6年12月1日福祉局長決定）に基づき行われる事業とする。

### (助成対象経費)

第3条 この助成金の対象となる経費は、保育所がこの事業の保育内容の向上のため支出した経費で別表1に定める経費とする。

### (助成金の交付額等)

第4条 この事業の助成は、次の各号により算出された額の合計とする。

- (1) 別表2及び別表3に基づき算定される延長保育事業に必要となる経費
- (2) 前号の経費を充実するために別表4に基づき算定される次に掲げる区基盤整備費
  - ア 平均対象児童数の区分に応じて区長が定める定額基盤整備費
  - イ 事業における乳児保育を充実するための零歳児受入基盤整備費
  - ウ 分園で延長保育を実施するための分園加算経費
  - エ 東京都延長保育事業実施要綱2の(2)に該当する保育所に対し、加算をする経費

### (助成の申請)

第5条 この要綱に基づく事業費の助成を受けようとする保育所の設置者は、交付申請書（別記第1号様式）により区長に申請しなければならない。

### (交付決定通知書等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し適当と認めた場合は、交付決定通知書（別記第2号様式）により、また不適当と認めた場合は、不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

### (助成の条件)

第7条 前条により交付決定を受けた保育所の設置者（以下「交付決定者」という。）は、児童の

扶養義務者等から、保育所で定めた延長保育料を徴収しなければならない。ただし、延長保育料の減免をした場合はこの限りではない。

(実施状況報告)

第8条 交付決定者は、毎月の事業の実施状況を翌月8日までに延長保育実施報告書（別記第4号様式）により区長に報告しなければならない。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の実施状況報告に基づき請求書（別記第5号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第10条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、請求の月ごとに速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業の実績を当該年度の事業が終了した翌年度4月末日までに実績報告書（別記第6号様式）により区長に報告しなければならない。

(助成金の取消及び返還)

第12条 区長は、次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(2) その他区長が助成金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 交付決定者は、前条の報告額が年間の助成額に満たない場合は、その差額を期限を定めて返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の実施について、必要な事項は子ども家庭部長がこれを定める。

付 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成13年1月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成17年4月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成19年3月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象経費

	項 目	内 容
1	人件費	保育士を2名以上配置する経費
2	間食費又は給食費	適宜、提供できるようにする経費
3	光熱水費	延長時間の必要経費
4	設備整備費	延長時間に関する設備整備経費
5	その他	必要となる経費

延長保育助成金単価

別表2 (月額) (円)

平均対象児童数	3～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人ごと加算
1時間延長		101,000	118,500	147,600	176,700	+ 29,100
2時間延長	67,600	135,300	179,000	251,800	324,600	+ 72,800

(円)

平均対象児童数5人以下(1時間延長)年額	300,000
----------------------	---------

別表3 (月額) (円)

平均対象児童数	3～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人ごと加算
1時間延長		77,500	91,600	105,000	119,100	+ 14,100
2時間延長	57,500	115,800	175,000	235,000	294,100	+ 59,100

(円)

平均対象児童数5人以下(1時間延長)年額	600,000
----------------------	---------

別表4

(1) 1時間延長実施園

①平均対象児童数が5人以下の場合

区分	月額(円)
5人以下	225,000

延長開始後1分を経過した児童数の月延べ利用児童数が75回を超えた場合

利用回数	月額(円)
75回以上	75,000

②平均対象児童数が6人以上の場合

回数	月額(円)
75回未満	225,000
75～150回	275,000
151～300回	300,000
301～450回	450,000
451～600回	600,000
601回以上	700,000

(2) 2時間延長実施園

①平均対象児童数が1時間30分経過後2人以下の場合、上記1時間延長保育該当単価のほかに、下記金額を加算する。

区分	月額 (円)
2人以下	72,600

②平均対象児童数が1時間30分経過後に3人以上の場合、1時間延長保育の該当単価のほかに、下記金額を加算する。利用回数は1時間1分経過後の実績数。

区分	利用回数	月額 (円)
3人以上	50回未満	30,000
	51～99回	60,000
	100回以上	90,000

(3)

区分	月額 (円)
零歳児クラスの定員が6人以上で零歳児クラスの利用回数0～10回	62,000
零歳児クラスの利用回数 11～25回	118,000
零歳児クラスの利用回数 26～50回	177,000
零歳児クラスの利用回数 51～75回	236,000
零歳児クラスの利用回数 76～100回	295,000
零歳児クラスの利用回数 101回以上	354,000

(4)

要件	月額 (円)
分園で延長保育を実施している場合	100,000

(5)

要件	月額 (円)
第4条の(2)のエに該当する保育所	50,000